

問

去る11月24日、幕別町内で帰宅途中の中学生在が、若い男に追いかけられ、「こども110番の家」が危機を救ったとの報道があった。

幸い本町では、「児童・生徒健全育成推進のまち」として、児童・生徒の安全に万全を期しているところだが、社会はまさにIT時代、都市化傾向にある本町としても決して予断を許さない実態にあり、児童・生徒の安全・安心の確保が不可欠である。

そこで、町民が理解を示し情報を共有化するためにも、「幕別町青少年保護育成条例」を制定し、広く町民の当事者意識の高揚を図るべきと思うが、所見を伺う。

教育長

北海道青少年保護育成条例は昭和30年に制定され、①青少年に対する有害環境の浄化、②青少年に対する有害行為の規制、③テレホンクラブ等の営業規制といったことが定められている。

今日、青少年を取り巻く

幕別町青少年保護育成条例を制定してはどうか

佐々木 芳 男 議員

さまざまな問題の多くが市町村の枠を超えて広がりを見せていることから、有害図書や指定や販売等の禁止、有害広告物の規制、沿線市町村が協力して行っている通学列車への添乗指導などの広域連携は、これまでに重要性が増している。

また、毎年実施されている「青少年の非行防止道民総ぐるみ運動協調月間」においては、北海道を中心に、市町村や団体、企業、地域住民が連携しながら、

「道民家庭の日」の普及啓発、薬物乱用防止、いじめ・校内暴力防止などに取り組み組んでいるところである。

このような、青少年の保護育成施策は、全道的に同じ基準・規範のもとで、関係団体や地域住民が力を合わせて対処することが有効であるとの認識から、現段階では、本町独自の条例制定の考えをもっていない。

幅広い意味での青少年の安全と安心について、虐待・いじめ・引きこもりといったものの救済、居場所づくり、あるいは子どもにかかわる施策を総合的に進めていく仕組みの創設、子どもの権利実現を図る子ども権利条例、子ほめ条例といった別の視点で規程的なものの必要性を感じており、調査研究を教育委員会内部において進めている。



犯罪の抑制にもなる「こども110番の家」

「障がい」を持つ児童・生徒の受入体制は

問

「障がい者である前に一人の人間として生きたい」、これは障がいを持つ人々と地域の中で支え合って生きていくためには、学校生活での「共生」、「共学」こそ必要不可欠であると考えます。

来年少3月、小学校を卒業し待望の中学校へ入学することを楽しみにしている児童がいると聞きますが、この児童が小学校当時と同様に快適な学校生活を送るためには、教職員の配置・施設・整備等の条件整備が必要と考えるが、その見通しと今後の取り組みについて伺う。

教育長

札幌内東中学校では、肢体不自由・身体虚弱・情緒障害の生徒が各一人づつ入学する予定であり、3学級が設置される見込みである。このことにより、教職員の配置基準では、4人の教員が配置される。

○階段昇降機は、手摺り型電動式自動階段昇降機の設置が困難であるので、移動型自走式階段昇降機で対応。

○トイレの改修は、1階と2階にある既存のトイレ2カ所を車椅子対応可能なトイレに改修。

○着替え用ベッド付教室の設置や学習机は、学校現場あるいは保護者・生徒の意向等を十分に聞いた上で、学校生活に支障のないよう整備を進めるべく検討中。